

加納藩



川村優

一 加納氏の出自と歴代

加納氏は家伝によれば、泰親君の庶子松平備中守久親の後胤で、代々三河国加茂郡加納村に居住した。六代久直が徳川家康に仕え、本多作左衛門重次の隊下に属したとき、御称号をばばかり加納にあらため、故ありて氏を藤原氏にあらためたという（寛政重修諸家譜）。

「御親族間合心得覚」（加納家文書、東京大学史料編纂所蔵）によれば、加納家の歴代は第一表のとおりである。

第一表 加納家の歴代

初代	政久	加納角左衛門尉	四代	長久	加納兵太夫
二代	義久	加納彦右衛門尉	五代	久行	加納平右衛門
三代	久貞	加納兵右衛門尉	六代	久直	加納孫太夫

七代	久利	加納平右衛門	十二代	久慎	加納大和守
八代	久政	加納角兵衛	十三代	久備	加納遠江守
九代	久通	加納遠江守	十四代	久徴	加納備中守
十代	久堅	加納遠江守	十五代	久恒	加納大和守
十一代	久周	加納遠江守	十六代	久宜	加納従五位

明治六年（一八七三）五月上書の「加納家御系譜改正草稿扣」によれば、初代政久は左衛門佐政保の嫡子で康暦元年（一三七九）駿河国益津郡坂本村の陣営に生れ、上総介今川泰範、同範政に仕えたという。二代義久は父政久の邑をつぎ上総介今川範忠、同治部大輔義忠の臣であった。三代久貞は長享年間、父の跡をついだが深く佛門に帰依し家を嫡子の長久にゆずり隠遁して名を道悦と称したという。四代長久は修理大夫今川氏親、同駿河守義元に仕えた。五代久行はことに武勇にすぐれ、今川義元、同氏真の臣であった。永禄十二年遠江国懸川城において落命した。これよりさき久行はかねて考えるところあり、三河国加茂郡の高橋の荘加納村にあった長子久直のもとに使を出し、今後徳川殿に仕え申すよう指示したという。永禄四年（一五六一）六代久直は意を決して徳川方に馳せ参じた結果、徳川殿は父久行の忠死を感じ本領安堵の命を発するとともに、思召として久行の遺体を久直に賜わったという。かくて六代久直は、父の家をつぎ、三河国高橋の荘加納村にあって、本多作左衛門重次の隊下に属したという。

以上によってみれば、加納氏の先代はもと今川氏に属し、六代久直の代にいたり徳川家康に帰属したことが指摘できよう。つぎに七代久利以降について、前記の「加納家御系譜改正草稿扣」と「寛政重修諸家譜」等にもとずいて、系譜の概要を記してみよう。

七代久利は某年召されて徳川家康に仕え、御小姓となり、常陸国茨城郡のうちにおいて采地二百石を賜わった。この時の「領知目録」によれば、つぎのとおりである（東京大学史料編纂所蔵）。

〔包紙〕

「御朱印」

常陸国茨城郡之内阿久津村之内六拾石」上和泉村之内五拾五石六斗三升六合栗野」村之内四拾石那賀郡之内市毛村之内「四拾六石七斗七合、貳百石右宛行訖」全可三領知者仍如件

慶長拾二年二月十九日[㊦]（家康御朱印）

加納平右衛門とのへ

右によれば、慶長十二年（一六〇七）二月十九日に、常陸国において久利（平右衛門）に采地二百石を賜わっていることが明らかである。もっとも、「寛政重修諸家譜」にもとずけば采地二百石は常陸国茨城郡のうちとあるが、右の「領目録」によれば常陸国茨城郡と同国那賀郡の二郡のうちであることがわかる。

ところで、久利はこれよりさき慶長八年（一六〇三）紀伊大納言頼宣卿が常陸国水戸に封ぜられたときこれに附属し、元和六年（一六二〇）三月二十六日紀伊国において歿した。法名を知春という。子の久武が父久利の家をついだが、故あって仕をのぞかれ舎弟久政があとをついだ。

八代久政は寛永十一年（一六三四）紀伊家に仕え、十人組となり、寛文四年（一六六四）管繕を掌る職に転じ、寛文十二年船手の頭となり、職を辞してのち元禄六年（一六九三）八十一才で歿した。

九代久通は、実は紀伊家の臣加納大隅守政直の子で、久政が養子となった。紀伊家において有徳院殿（八代將軍吉宗）に仕え、吉宗將軍就任につきこれにしたがい、御家人に列し、享保元年（一七一六）五月御側となり、伊勢国三重郡のうちにおいて采地千石を賜い、七月には従五位下近江守に敘任、享保二年正月には下総国相馬郡のうちにおいて新恩千石、同一年正月十一日伊勢国三重、多気、上総国長柄の三郡のうちにおいて八千石を加えられ、すべて一万石を領有した。延享二年（一七四五）九月には若年寄にすすみ、十月十九日辭職を賀し、將軍から一文字の御刀を賜わった。さて久通については、「有徳院殿御実紀附録」巻六に「大統つがせ給ひしはじめ。紀伊家より供奉せし人々は。さらに位をすゝめ給はず。小姓にて敘爵せしものもいと少かりし。年へてその輩。当家のをきてをもよく見ならひし後。やゝ職をのぼせられ。萬石の列にくはへ

られしもありし。中にも執事の職にて御供せし加納寛兵衛久通。有馬四郎右衛門氏倫。小笠原主膳胤次は。御代のはじめに各敘爵し。寛兵衛は近江守（後遠江守と改）。四郎右衛門は兵庫頭。（中略）遠江守。兵庫頭は。何事も一樣に召つかはれ。かり初の引出ものなどたまふ折も。二人同じやうに賜りける。享保二年正月十一日二人ともに三千石の地を益あたへられ。（中略）十一年正月十一日萬石の列に加へらる。この二人はとくにも萬石の地たまはるべきなれども。紀藩より昵近せし者なれば。天下後世の議をはゝからせ給ひ。わざと人心の服するをまたせ給ひしなりと仰ありけるとぞ。さて此遠江守はおいらかにつゝしみふかく。兵庫頭は是にかはり。さえかしこく。かどくしき所ある者なるを。よく和調して。左右の御手のごとくつかはせ給ひしとなん。常に何事ぞ聞えあげんとする時には。遠江守まづすゝみ出てかくと申すに。思召にかなはざるみけしきなれば。恐れてしぞきぬ。この折兵庫頭は屏風のかげにうかどひめて。やがてすゝみ出。たゞ今遠江守が申す所。げにことほりとこそおぼえ侍れ。其旨に従はせたまはんこそよからめと。いく度も諫め奉る。また兵庫頭出て申所。聞召いれざる時は。遠江守側よりいざり出て。和らかにそのことはりを言上しけり。君臣の間かくへだてなく。よしあしをあげつるひ給ひしかば。何事もくまなくよくとゝのひたりしとなむ。（増補 国史大系 第四十六卷二〇二―三頁）とあり、また「有徳院殿御実紀附録」巻九にも「紀藩より供奉せし輩は。貴賤ともに世にすぐれしもの多かりしが。加納遠江守久通。有馬兵庫頭氏倫はさらなり。これにすぎて小笠原石見守政登などもさえかしこく。常に御側にありて萬の事うけたまはり。藪主計頭忠通（後號大休）ももとよりなみくならぬうつはものなれば。西城につけられけり。此外近習外様の人々にも。ものゝ用にたつもの多かりける。」（増補 国史大系 第四十六卷二二七―八頁）とあり、加納久通の存在と力量をかなり卒直に記している。いうまでもなく將軍吉宗の側近として大きな役割を果したのである。寛延元年（一七四八）八月十九日七十六才で歿した。法名は江山日久報光院である。

さて、十代久堅は正徳元年（一七一）紀伊に生れ、元文四年（一七三九）四月二十一日久通が養子となり、寛延元年遺領をつぎ、菊の間詰で、のち代々これにしたがった。宝暦元年大番の頭となり、同十一年四月さきに二条城の守衛にあるとき、隊下の士の失火事件からんで、咎めをうけ、同年五月赦免された。宝暦十三年七月奏者にうつり、明和四年（一七六七）十月二十六日若年寄に就任した。安永元年（一七七二）三月二日、さきに久堅の屋敷延焼により時服五領を賜い、金五千兩を貸与された。安永五年浚明院殿（十代將軍家治）日光山参詣の時、留守をあずかり、宿直するにより八丈縞五反を賜う。天明二年（一七八二）十一月十日領地損毛により二千兩を貸与され、さらに翌三年十二月十四日二千兩を貸与された。

これも領内の損毛『天明の飢饉によるものである。天明六年八月二十四日、年七十六で没した。法名は宗詮日成報寿院である。

十一代久周は、実は大岡出雲守忠光の二男で、安永元年（一七七二）十月四日久堅の養子となる。天明六年（一七七七）十月十七日遺領をつぎ、伊勢、上総、下総三国のうちにおいて一万石を領有した。同七年大番の頭となり同年六月二十六日御側にすんだ。この日備中守を遠江守にあらためた。寛政五年（一七九三）正月二十七日若年寄に准ぜられた。寛政八年（一七九六）九月朔日上野国新田、佐位両郡のうちにおいて三千石を加増された。文化四年（一八〇七）十二月病により職を辞す願いを出し免された。文化八年六月、五十九才で歿した。

十二代久慎は、久周の子で寛政元年（一七八九）二月はじめてまみえ、同三年十二月十六日從五位下備中守に敘任され、同五年三月大和守とあらためた。文化五年（一八〇八）六月襲封、同六年十一月大番の頭となった。文政四年八月十三日歿、年四十六であった。

十三代久傳は文政四年十月六日襲封、同年十二月十六日從五位下遠江守に敘任され、文政十年（一八二七）十一月二十日大番の頭となった。同十一年八月名を備中守とあらため、天保四年（一八三三）六月二十四日伏見奉行職の命をうけ、同月二十八日にはまた名を遠江守とあらためた。天保九年（一八三八）御奏者の職に転じた。同十二年発病、同十三年仕を辞し、弘化四年（一八四七）七月十日没、年五十二才であった。久傳は文政九年（一八二六）三月上総国一宮に陣屋を建設した。十四代久微は久傳の子で、天保元年はじめてまみえ、同九年十二月十六日從五位下大和守に敘任され、天保十三年（一八四二）十月二十一日襲封、同十四年十二月備中守とあらためた。嘉永二年正月二十八日大番の頭となり、安政二年（一八五五）二月講武所總裁の職を兼ね、同年十一月駿河守とあらため、同三年二月兼務の講武所總裁を辞任した。同四年五月御奏者の職につき、文久元年七月十五日若年寄となった。文久二年（一八六二）閏八月職を辞し、同三年名を備中守とあらためた。元治元年（一八六四）三月二十二日歿、年五十二才であった。

十五代久恒は、実は黒田豊前守直静の二男で元治元年（一八六四）五月二十二日久微のあとをついだ。ところで、これよりさき久微には子がなかったため、文久二年（一八六二）閏八月久成を子として、養った。久成は実は前田大和守利和の二男で、同年十二月御目見したが、同三年六月十四日二十七才で病歿したため、あらためて久恒を嗣子としたのである。久恒は元治元年六月二十八日市中取締の命をうけ、同八月二十日職を解かれた。同年十一月五日には、文久三年（一八六三）十二月以

来の上総国山辺郡小関村に屯集した浮浪の徒、なかんずく真忠組騒動一件捕縛にあたり、一宮藩兵出動にあたっての、手配行届の旨の寄特の仰せをうけている。このことはつぎの文書によって明らかである（東京大学史料編纂所蔵）。

〔包紙〕

「元治元甲子年十一月五日

牧野備前守様 御達

浪士召捕候ニ付

上 意 書」

（端裏書）

「加納官一郎江」

加納官一郎

去亥十二月以来上総国「小関村新田外式ヶ所江」集り罷在候浪人共多人数「党を結暴行其上不ニ容易」及「所業候ニ付召捕方之儀」相達候処迅速ニ人数操出し「俄之手配十分ニ行届候故」賊徒共速ニ討取候段」達」御聴候処畢竟常々申付方」格別行届候故之儀と一段」之事ニ被」思召候此段可ニ申聞旨」上意候

加納官一郎とは十五代久恒のことである。さて久恒は元治元年（一八六四）十二月二十六日從五位下大和守に敘任されたが、慶応三年（一八六七）七月二十九日病死した。年二十二であった。

十六代久宜は、実は立花豊前守種善の厄介、武部種道の二男である。久恒に子がないため嘉元次郎久宜を養子とした。慶応三年（一八六七）十月二十一日襲封、明治元年（一八六八）六月九日從五位下遠江守に敘任された。明治二年六月二十三日版籍奉還、同日久宜は一宮藩知事に任命された。同月二十五日太政官布達にもとずき藩制を改革し、元陣屋を藩庁とした。明治四年（一八七一）七月十四日、一宮藩廃せられ一宮県が設置された。翌十五日知事久宜本官を免ぜられ、県務はすべて大参事が統轄した。同年十一月十三日一宮県は廃止となり、木更津県設置、よって土地人民一切の県務を木更津県に交

付した。明治六年（一八七三）木更津・印旛両県を廢して千葉県が設置された。久宜は明治二十七年（一八九四）鹿兒島県知事に就任した。

以上が加納氏歴代の概要である。ちなみに加納氏は、九代久通が將軍吉宗の側近として大きな役割をはたしたのである。すなわち享保十一年（一七二六）正月万石の列に加えられた。延享二年（一七四五）九月には若年寄にすんだ。十代久堅も明和四年（一七六七）十月二十六日から天明六年（一七八六）七月二十四日まで若年寄の職にあり、十四代久微は文久元年（一八六一）七月十五日から同二年閏八月二十五日まで同じく若年寄の職にあった。ところで「寛政重修諸家譜」によれば、十代久堅について「寛延元年十月十三日遺領を継、菊間の広縁に候す。のち代々おなじ」とあり、加納氏は菊の間詰であることがわかる。菊の間詰とは譜代小身の詰所であり、大名としての格式を示すものである。

すなわち、加納氏は六代久直が永祿年間徳川氏に臣従した家柄であり、特に九代久通は、吉宗が八代將軍に就任するにつぎ、紀伊家から供奉したすぐれた人物の一人であった。以降十代久堅、十四代久微も若年寄として幕閣の枢要の地位に就いている。もとより加納氏の大名としての性格についてはさらに考究を要することはいうまでもないが、以上によってその性格の一端は、把握できようであらう。

二 藩領の性格

加納氏は前項においてのべたごとく、七代久利が慶長十二年（一六〇七）常陸国において二百石の采地をうけた。ついで九代久通が享保元年（一七一六）伊勢国三重郡のうちにおいて采地千石、享保二年下総国相馬郡のうち新恩千石、享保十一年（一七二六）正月伊勢国三重、多気、上総国長柄の三郡のうちにおいて八千石を加増され、すべて一万石を領有するようになり、大名の列に加えられたのである。その後十一代久周のとき、寛政八年（一七九六）九月朔日上野国新田、佐位両郡のうちにおいて三千石を加増され、前記の一万石とあわせて一万三千石の大名となった。すなわち上総国長柄郡本郷村（一宮本郷）周辺が領地となったのは、享保十一年正月のことである。

加納家が戦後、東京大学史料編纂所に寄託した同家文書のなかに、領知御朱印状八通と領知目録七通がふくまれている。前者は慶長十二、二、十九。享保十二、閏正、二二。延享三、十、十一。宝曆十一、十、二一。天明八、三、五。天保十、三、五。安政二、三、五。安政七、三、五のものである。後者は享保十二、閏正、二二。延享三、十、十一。宝曆十一、

十、二二。天明八、三、五。天保十、三、五。安政二、三、五。安政七、三、五のものである。これらによって加納藩の領有關係を知ることができる。

第二・三表は延享三年（一七四六）十月十一日と安政二年（一八五五）三月五日の領知目録にもとずいて作成した加納藩の領地の状況である。第二表は延享三年（一七四六）段階における加納藩の領地であり、寛政八年（一七九六）九月三千石を加増される以前、すなわち一万石領有の時代である。国別にみると伊勢国内領地が六千九百石余、上総国が四千四百石余、下総国内領地が千石余であり、あわせて一万二千三百九十石三斗三升二合二勺である。この内、込高（こみだか）が二

第二表 加納藩の領地一覧（延享3年）

国別	郡名	村名	村数	高	高の国別割合(%)
伊勢国	三重郡の内	芝田村、阿倉川村、西阿倉川村、東上海原村	4	石 2068.7230	石 6924.9070 (55.89%)
	員辨郡の内	別名村、治田村、新具、中山村、治田新町、垣内村、東村、麓村	8	石 3054.0890	
	多気郡の内	中山大淀村	2	石 1802.0950	
上総国	長柄郡の内	本郷村、新上下、本新、小水、水敷、入木、山椎、岩山、羽山、行中、立木	10	石 4440.8702	35.84%
下総国	相馬郡の内	村中村、王徳切、田村、木村	6	石 1024.5550	8.27%
計			30	石 12390.3322	100%
内、込高				石 2390.3322	
[合計高一込高]				石 10,000石	

注 ●延享3年10月11日「領知目録」による（東京大学史料編纂所蔵）。
●高の国別割合は、込高をふくんだ合計数字にもとずく計算である（升以下、四捨五入計算）。

千三百九十石余ふくまれているから、一万石という呼称は、いわば表高（おもてだか）であることがわかる。右の合計高たる一万二千三百九十石余は、いわゆる実高にはかならない。ところで、これらの実高の国別分布をみると、伊勢国分が全実高の五・八九%を占めており、上総国分は三・八四%、下総国分は八・二七%をしめてい

第三表 加納藩の領地一覽（安政2年）

国別	郡名	村名	村数	高	高の国別割合(%)
伊勢国	三重郡の内	芝田村、阿倉川村、西阿倉川村、東阿倉川村、上海老村	4	石 2068.7230	石 6924.9070 (43.08%)
	員辨郡の内	別名村、奥村、治田新具、治田新町、中山村、垣内村、東村、龍村	8	石 3054.0890	
	多気郡の内	中山、大淀、大淀村	2	石 1802.0950	
上総国	長柄郡の内	本郷村、新上下、長小水、敷入、椎木村	10	石 4440.8702	27.63%
下総国	相馬郡の内	岩羽山、行中、立木村	6	石 1024.5550	6.37%
上野国	佐位郡の内	西市、久保、西野、今泉、下武士村	5	石 1032.4433	石 3683.24512 (22.92%)
	新田郡の内	鹿田村、上反町、金井、大井、市野村	7	石 2650.80182	
計			42	石 16073.57732	100%
				石 3073.57732	
内 込 高				石 13,000	
[合計高一込高]					
註 ●安政2年3月5日「領知目録」による（東京大学史料編纂所蔵）。					
●高の割引は、込高をふくんだ合計数字にもとづく計算である（升以下四捨五入計算）。					

る。すなわち、国別に領地をみた場合、伊勢国分が半数強をしめている事実が注目されよう。これらの事情からみるならば、加納藩領は領地が一ヶ所に集中しておらず、いわゆる分散領有であること、かつ領地分布はもとも伊勢国に多いといことがいえる。もともと、江戸の周辺たる上総国分・下総国分実高を合すると、五千四百六十五石四斗二升五合一勺で、全実高の四四・一一%をしめていることがわかる。

第三表は加納藩が寛政八年（一七九六）九月朔日三千石加増となり、表高が一万三千石になった以降の、幕末の安政二年（一八五五）段階における領地の状況である。すなわち第一表に比して、上野国分があらたに加わった領有内容である。合

計高一万六千七百三十三石余は第一表の合計高と同じく実高にはかならない。このなかから込高三千七百三十三石余をのぞいた一万三千石がいわゆる表高である。第一表とことなるのは、寛政八年九月朔日加増された上野国分実高三千六百八十三石余が加わっていることである。さて、国別の領地分布割合をみると、伊勢国分四三・〇八%、上総国分二七・六三%、下総国分六・三七%、上野国分二二・九二%で、もともと領地分布のたかいは伊勢国、ついで上総国、上野国、下総国分の順となっている。しかし上総国・下総国・上野国分、つまり江戸の周辺に分布する藩領をあわせると実高にして、九千四百八十八石六斗七升三勺二才で全実高の五六・九二%をしめ、伊勢国分を上廻る分布状況を示しているといえよう。つまり、加納藩領においては、寛政八年九月、表高三千石を加増される以前においては、江戸周辺の上総・下総両国分の領地を加えても伊勢国分に領地のウェイトがみられたが、寛政八年以降上野国分が加増されるにおよんで、伊勢国分領地よりも関東（上総・下総・上野国）に分布する領地高が若干上廻るといって性格を示しているといつて大過なからう。このことは譜代小藩としての加納藩の一つの性格を示すものであり、他の譜代小藩の実態と比較考究してみる必要があることはいまでもない。

以上によってきわめて概観にすぎないが、表高一万石時代と表高一万三千石時代における加納藩領の実態の一端がうかがえるであろう。ところで第二・三表にもとずけば、伊勢国三重郡の内、村数四、員辨郡の内八ヶ村、多気郡の内二ヶ村、上総国長柄郡の内十ヶ村、下総国相馬郡の内六ヶ村、上野国佐位郡の内六ヶ村、新田郡の内七ヶ村におよんでおり、寛政八年以前、すなわち表高一万石の段階では加納藩領の村数は三〇ヶ村であり、寛政八年九月以降、すなわち表高の一萬三千石以降においては、加納藩領の村数は四二ヶ村におよんでいる。なお、加納藩領の規模をみる場合、一つ注意しなければならぬことがある。それは、前項においてのべたごとく、七代久利が慶長十二年（一六〇七）に常陸国内においてうけた采地二百石のことである。これはその後の領知目録をみてもみあたらないから、おそらくその後の采地渡しの際、時期的に断定しながたが吸収されたものであらうと考えられる。

つぎに加納藩領における、村々個々に対する領有の状況はどのようであつたらうか。第四表は天保十四年（一八四三）における上総国長柄郡の加納藩領の状況である。一宮本郷村をはじめとして十ヶ村におよんでいる。もともと第二・三表と対比してみれば明らかなごとく、領分村々には変化はない。第二・三表にもとずけば、長柄郡内合計高（実高）は四千四百四十石余であるが、第四表によると四千四百三十八石余で若干下廻る。これは村々の書上高のうち石以下の端数を省略したところがあるものと察せられる。いづれにしても全体的には大きな誤差はないであらう。第四表によると明らかなごとく、村々

第四表 加納藩、上総国長柄郡の領地（天保14年）

村名	高	上総国総高に対する割合	寛政5年における左の村々総高	同支配関係	給数	備考
一宮本郷村	石 2467.7017	55.98%	石 2471.74448	加納遠江守領分、篠山十兵衛支配	2給	
新笈村	石 247.0000	5.56%	石 281.18311	加納遠江守領分、篠山十兵衛支配	2給	
上太田村	石 200.0000	4.56%	石 758.6610	加納遠江守・松平豊前守領分、石川六三郎知行、河内猪三郎知行	4給	
下太田村	石 11.1250	0.24%	石 828.63547	加納遠江守・堀田豊前守領分、鈴木・榊原・渡辺・池田・岡部各知行	7給	
長尾村	石 30.0000	0.27%	石 956.4750	内方鉄五郎代官所、井上・富永・石丸・小嶋・戸塚各知行	6給	加納遠江守の記載なし「村高帳」の誤記か？
小林村	石 25.4806	0.57%	石 873.6470	加納遠江守領分、内方鉄五郎代官所、寛・阿部・内藤・小栗・三枝・土屋各知行	8給	
水口村	石 141.4759	3.19%	石 268.87635	加納・稲葉領分、篠山十兵衛支配	3給	
藪塚村	石 145.0000	3.26%	石 97.9340	加納遠江守領分、内方鉄五郎代官所、脇坂知行	3給	
入山津村	石 157.5750	3.55%	石 79.01888	加納遠江守領分、篠山十兵衛支配、大道寺知行	3給	
椎木村	石 745.0200	22.82%	石 1424.3360	加納遠江守領分、吉良・小長谷・森各知行	4給	
	石 268.0950					
	小計 石 1013.1150					
計	石 4438.4732	100%	石 8040.51129			

註 ●天保14年「覚」による。(木島家文書)
 ●記載項目中、寛政5年における左の村々総高以降は、寛政5年「上総国村高帳」(「房総叢書」第九巻所収)による。

の実高において一宮本郷村が長柄郡内領地において、二千四百六十七石余をしめ、中核的な存在であることをものがたる。すなわち、上総国加納藩領のうち一宮本郷村が全体の五五・九八%をしめ、ついで椎木村の二二・八二%である。他はきわめて小規模であり、下太田村のごときはわずかに高十一石余で、上総国加納藩領全体の〇・二四%をしめるにすぎない。要するに上総国加納藩領においては、一宮本郷村がその規模において中核的な存在であることを如実にものがたっているといえる。

ところで、上総国内加納藩領の十ヶ村をみると、加納氏による一村全体支配で

はなく、それぞれ分割支配であることが、なによりも注目されよう。いま天保十四年次元における加納藩領村々の支配関係をすべて明らかにし得ないが、第四表中、右側に掲げた寛政五年(一七九三)におけるありさまからみれば、かなり支配関係は複雑していることが理解できよう。このことは、一宮本郷村をはじめとして十ヶ村の村惣高と、加納藩領の各村高を對比してみると明らかである。すなわち寛政五年次元においては、上総国加納藩領の中核たる一宮本郷村と、村惣高の一部は篠山十兵衛支配分と相領である。下太田村の場合、村高八百二十八石余のうち加納藩領はわずかに十一石余であり、加納藩領とともに、堀田豊前守領分、旗本鈴木・榊原・渡辺・池田・岡部知行分を加えて、七人の支配者(これを七給という)によって分割支配されている。このような性格は、小林村の場合にも明らかであり、村惣高八百七十三石余のうち、加納藩領分二五石余で他は代官内方鉄五郎、旗本寛、阿部、内藤、小栗、三枝、土屋知行であわせて八人の支配者によって分割支配されていることがわかる。このようにみると、加納藩領による一村全支配の村はみあたらないということが指摘できよう。

右のごとく上総国加納藩領の村々は一宮本郷村が中核であるが、すべて分割支配であり、加納氏による一村一円支配ではなく、かつ領地が一ヶ所に集中しておらず分散支配であることがわかる。これらの性格を要約すれば、分散分郷支配であるといえよう。以上はあくまでも上総国分についての性格であり、他の伊勢・下総・上野国加納藩領の実態が未調査であるから、ただちに加納藩領の性格をひきだすわけにはゆかない。しかしこのような上総国加納藩領の性格は大なり小なり加納藩政を特徴づけていたものと察せられる。

三 藩政の一端

加納藩政の展開は一言にしていえば、譜代小身の藩政であったといえようが、その実態はすべて今後の課題であるといつてよい。

「一宮県歴史」(千葉県立中央図書館蔵)によれば県治として「本県ハ元一宮藩ト稱ス、從五位下加納遠江守藤原久通享保十一丙午正月十一日伊勢下総上総五郡ノ内式拾ヶ村(筆者註、三拾ヶ村の誤りであろう)ヲ拝領シ、從五位下遠江守久周ニ至リ寛政七年乙卯九月上野国新田佐位兩郡ノ内十式ヶ村ヲ加増ス、累代定府ノ処文政九年丙戌三月從五位下遠江守久傳始メテ本地ニ陣屋ヲ建築シテ之ニ居ルト稱ス(一宮陣屋爾後連綿封ヲ襲ク東京ヲ距ル凡ソ二十里)」とある。すなわち右の記載に「累代定府ノ処文政

九年丙戌三月從五位下遠江守久傳始メテ本地ニ陣屋ヲ建築シテ之ニ居ル」とあるごとく、文政九年（一八二六）三月、十三代久傳が一宮に陣屋を建設して以降、原則として藩主が一宮に滞在することがあり、加納藩は譜代小藩として一宮を中核として藩政をつかさどった事情が看取される。このことは天保十三年（一八四二）十月、十三代久傳（遠江守）が水野越前守、土井大炊頭、堀田備中守、真田信濃守に連名であてた「隠居家督奉願候」（加納家日誌、東京大学史料編纂所蔵）によれば「高一万三千石 居所上総国一宮 加納遠江守 寅四拾七才」とあり、すくなくとも久傳についていえば居所は上総国一宮であった事情を示すものである。十四代以降についても大なり小なりこのようなかたち公式にはとっていたものと察せられるが、その事情はかならずしも明らかではない。とにかくいろいろな問題はあるとしても、加納藩は十三代久傳以降、特に上総国一宮を中核とし足場として藩政を展開したものであろう。

古老の言等によれば、加納藩政においては、特に農政面においてすぐれていたといわれている。たとえば前掲の「一宮県歴史」によれば勸農の項目に「従前勸農方及浦方取締ノ村吏ヲ置キ、以テ田畑耕耘漁業等怠惰ノ者アレハ、之ヲシテ奨励セシム、廢県ニ至ル迄此ノ二村吏ヲ存置ス」とある。この冒頭の表現たる「従前」は、旧幕時代をふくむものかどうか不明確な表現であるが、とにかく勸農策にかなりの努力がはらわれていたことは、このような事情からも察せられよう。

つぎに、目下のところ核心にはふれ得ないが、あくまでも農政をはじめとして、その一端を傍証する一、二についてふれてみることにしよう。天保十四年（一八四三）六月、一宮本郷村外式ケ村網主が役所に提出した御請書によればつぎのとおりである（旧入山津村、木島家文書）

差上申御請書之事

御領分一ノ宮本郷村外式ケ村網主共一同奉申上候、今般 御館江被召出、地引網連年相統罷在候段、地之潤ニ相成候事ニ付思召猶永統勵之為、厚御趣意を以船印相立漁事可仕趣ヲ以、御簀一流宛被下置、冥加至極難有仕合ニ奉存候、然ル上ハ向後驕ケ間敷義者勿論、弥以相統方厚可相心得旨、御書下ヲ以被ニ 仰渡候趣一同恐入承知奉畏候、為後日御礼訴御請書奉差上候処如件

〔以下記載なし〕

右によれば、網主共が御館へ召出され、地引網永統の趣意をもって領主から各網主に対して御旗二流つつを賜わっていることがわかる。同年七月八日役所発の文書にはこのことについて「先般網主へ申渡候趣者不軽儀付、網主共納屋毎ニ張出

し候様可致候、此段早々夫々江可申渡もの也」とあり納屋ごとにこの御旗を立てて漁事に従事するよう申渡されている。またこのことは藩役所から本郷村網主七重郎をはじめとして上総領内網主六人に対して発せられたつぎの文書によっても、その意図が何であったかが察せられよう。

本郷村
七重郎
三左衛門
佐右衛門
平四郎
新笈村
市左衛門
入山津村
武左衛門

当浦之義ハ農間干鯛漁獵第一之土地ニ而、何れも連年網方相統罷在候段、下々迄潤ひニも相成る事ト 御よろこへしき御事ニ候、依レ之猶永統勵ミのため船印旗二流ツ、被下置、弥以今後相統方厚ク心を用ひ、驕ケ間敷事一切令禁止、是迄当村より他村へ乗組候水主共之儀ハ当村へ抱戻し、他村より当村へ乗組候ものも有レ之ハ、追々引替、都而御領中潤ひ方第一ニ心懸、小前貧窮之者共農間網稼之利益を以、田畑ニも有附候様成行候得者、網主共隠徳ハ不レ及申、第一 御領恩を奉レ報儀、是以勝る事ハ有間敷、万一心得違致し村方潤ひ杯は頓着せず、一己之徳分を而曰、於ニ取斗者不心懸たるべし、右之外惣して天保九戌年取極候御規定之通弥相守るへし、且又水主共及ニ争論ニ事間々有レ之よし、既ニ此程も相聞へ互に傍輩之身として心得違の至り、畢意銘々稼方励より事起る義ニ者有へきなれ共、自然遺憾差合場合ニ可レ至哉も難レ斗、然る上者網主共の遺恨とも成行、衰微の基ニ而候、今般厚き 御趣意を以被下置候船印を立て及ニ張事上ハ、仮令如何様之訳柄たり共争論及ふに於てハ、御趣意ニ相振レ船印をも穢すに当り不レ輕儀ニ付、是非の論ニ不レ拘網株取上ケ、重科申付るにて可レ有之条、厚く相心得違失有レ之間敷もの也、

但入山津村之儀ハ地先も相替る付、文字朱染ニ被成下、規定書之儀ハ本郷村申合ニ有レ之共、外両村をも右ニ准して可レ

心得候、且又御印附に候得共、船中働方の都合も可有之候、面々之合印御印下へ染出す儀ハ勝手次第之事
(筆者註、天保十四年)

卯 六月

すなわち、地引網漁業は領内においても、きわめて重要な意味をもっていること、とかく漁事をめぐって水主の間に争闘があったこと、すでに天保九年(一八三八)に漁事一般について取極書が出されていたことなどが指摘できる。要するに漁業永続のため船印、旗二流づつを交付して秩序ある漁事の運営を期待しているのである。

ところでこれよりさき天明六年(一七八六)十月加納藩は、次のごとき教諭簡条を領内に発している。これは全藩領を対象としたものごとく、藩の領内統治に対する一つの姿勢を看取することができる。そのうちの一条を煩瑣ではあるが、つぎに掲げてみよう(木島家文書)。

天明六酉年十月御領中江出候

御ケ条之内

一名主の心持ハ、我々中悪き者成とも無理成儀申掛ず、又中能き者成とも少しも依估最負無之、小百姓迄念頭ニ致し、年貢の割高役等の割合、少も高下なく正直ニ可ニ申渡一事也、百姓の潰るる事大方ハ名主を始頭立候者共介抱なき故也、先ッ郷中諸色懸り物あらバ、小百姓当産ニ米銭出兼る事故、多主抔取替間を合せ、暮に至り年貢米にて高利を加へ差引事も有にや、此差引にては又々未進、又々無_レ抱高利にて米金を借り間を合せ、段々不作におくれ、終に家を潰すべし、一村の内に富貴なる者有時ハ、村中之助と成事もあり、又高村衰微之基と成事も可有、基本ハ米金貸方之善悪に寄事也、貧窮にて油断なる百姓へハ米金右ハ田畑を質地ニ取、人の難儀の勞り無_レ之、自分の利欲にて己ニ而已貯へ多くなるもの有時は、一応者村に通用宜敷様にて、詰る所者大ニ村々衰微困窮と成る事也、然ハ郷中諸色掛物等有_レ之節者、名主より当座に割出し、又ハ一年ニ二三度と割付、明白の勘定を以小前迄油断なく致し、借金ふへざる様に名主常々心を付、了簡可_レ致事肝要也、又村内富貴の百姓も自然と奢り風俗に移、又々其者之仕方に成行事にて、其奢り次第ニ相募り、果ハ家を失ふ事必定也、扱又富貴にして奢り之氣なく、物こと内には立廻り、米金を貸すとても高利を取らず、度々金を借りニ来る者共へハ異見を加へ、身上の持様を念頭に教導き、慈悲介抱之心にて米金を貸し候者、何れハ村中是を習ひ其恩徳を忘れず、子孫へも報へき事也、富貴なる者共ハ右之心得を以、村々痛なき様に米金を貸し、儉約を教へ、非道の仕方有間敷事

右の教諭は要約すれば、むしろ村内富貴の百姓に対するものであり、終りに「富貴なる者共ハ右の心得を以、村々痛なき様に米金を貸し、儉約を教へ、非道の仕方有間敷事」とあるによっても知られるごとく、小百姓に対するこの時代なりの保護、善導策をうち出しており、村内の大高百姓を戒飭しているところにその本質が存しよう。このことは逆に見れば、加納藩においても農村の分解が進行するという状況のなかで、いわゆる小百姓対策が大きな課題であったことをものごたるものであるといえよう。この一条については、天保十四年(一八四三)六月にいたり、さらに「右之通被_二仰出有_一之条、猶又申渡もの也」として領内に教諭していることが注目される。

このような状況は、凶作等に見舞われると一層深刻な場合を露呈することもまれではなかったろう。たとえば天保十四年(一八四三)五月の上総国長柄郡入山津村の報告書をみると、つぎのとおりである(木島家文書)。

乍_レ恐以_二書付奉_二申上_一候

上総国長柄郡入山津村名主、組頭、百姓代一同奉_二申上_一候、当田方之儀者去ル三月十五日両日ニ種蒔付、溜井引水を以_レ為_レ差渴水ニも不_二相成_一、追々成共仕、是迄種蒔附日数五拾日余ニ而、植付ニ取懸り来候得共、当年之義ハ四月上旬より□気統候様見受、尚更御田地場所ニ寄、溜水引入ニ不_二相成_一二分ハ、追々渴水仕植附無_レ覚束_一奉_レ存候故、苗日数四拾日程ニ相立、□苗ニハ候得共同四月廿三日ハ惣_二百姓相談之上植初_一、同廿七八日頃迄ニ溜井引水ニ相成候御田地之分ハ植付仕、渴水之場所ハ如何可_二罷成_一当惑罷在候処、同廿八日ハ少々雨降初、当期日ハ追々順雨ニ而、日毎水溜ニ相成候故、一同精々植立候処、同四日迄ニ御本田ハ勿論、新田野ニ至迄不_レ残植付仕候、仍_レ之御訴奉_二申上_一候、以上

天保十四年卯年

御領分入山津村

五月

名主 武 左衛門

組頭 文 右衛門

同 喜 右衛門

百姓代 平治 右衛門

御 役 所

これは、入山津村村役人が種蒔付から田植にいたる経過を藩役所に報告したものである。一時渴水によって苗の成育が危ぶまれたが、その後の雨によってなんとか田植をすませた事情がわかる。さらに入山津村では溜井引水によって植付をおこな

っていることも知られる。このように待望 慈 があり、どうか田植をすませ、百姓一同が愁眉を開くという年であればよいのであるが、時として、どうにもならない災害がおそい、極度の困窮におちいることも、まれではなかった。もともと、右のごとき報告は、毎年定例的に行なわれていたことは、つぎの藩役所から村役人宛のおふれによって知ることができる(木島家文書)。

覚

- 一、村々人別帳并村方小入用帳入念取調、例年之通り来ル三月晦日迄ニ可ニ差出一候事、
 - 一、田方植付相済候ハ、早速可ニ致注進一事、
 - 一、夏成金七月十四日迄ニ無ニ相違ニ相納可ニ申事、
 - 一、秋成金九月十四日迄ニ無ニ相違ニ相納可ニ申事、
 - 一、皆済十二月十日限、無ニ遅滞ニ村役人共出府可ニ相納一事、
 - 一、鉄砲拝借之村方ハ、討取もの員数四季打者十二月五日迄、夏打者七月五日迄ニ可ニ届出一事、
- 右之通り相心得、村々小前之者迄も不レ洩様、可ニ触知ニ置もの也、

(筆者註、天保十四年)

卯 正月 九日

さて、凶作に対して、藩ほどのような施策をうち出しているであろうか。断片的ではあるが、つぎの事実は加納藩が凶年にそなえて御救御積立米をおこなっている実例である。すなわち、天保十四年(一八四三)六月の家老、用人、一ノ宮留守居頭、代官のあとがきのある「上総国御領分凶年為御救御積立米金帳」(木島家文書)によれば、まず昌頭に「上総国御領分凶年御救方御趣意」として「近来打統諸国作物出来方宜敷、御領民安穩之段 御領主様に於せられ御安慮の御事ニ而候、併ながら年の豊凶者難ニ斗事にて、眼前ニハ天保七申年、同八四年等之凶作有之、猶西三年茂打統候ハ、皆無穀物を失ふ事古今の例し珍しからず、誠ニ恐るべきの第一也(中略)豊年之頃聊ツ、茂貯置なば、かゝる難儀ハせまじきものをと吾身を悔ミ、豊年を待得て聊づつ茂貯方致すへきと思ふべけれど、やがて豊年に向ひてハ咽もと過てあつさ忘るる諺の如く、何の貯茂思ひよらず過行べし、然るに年の豊凶へめぐり来るならひなれば、近き年の内に何様の凶作あるべしとも斗りがたく(中略)其節御領民の中仮令老人たり共、万一飢渴におよふものありて 御領主様御威徳の被レ為レ欠る儀ハ申迄茂なく

御愁傷の至り、御寝食をも難レ為レ得御事に候条、此所を常々深く御配慮被レ為レ在、朝暮御心をなやませられ候御事也、依レ之此度思召被レ為ニ 附候ニハ、飢饉の時面々歎難の余りより、苦しき才覚をして翌の日の貯を今日に残し置の心ざしを、今安穩の時節ニ存出し、われわれ御分限ニ応し小前末々まで志し有るものハ、数の多少に寄らず、其身およぶだけ銘々居宅へ貯置、其由村役人迄可ニ届出一へし、村役所ニおゐてハ帳面へ記し、猶御役所江茂可ニ届置、凶年其外無レ抛義有レ之遺ひ払ふ節者猶又申出へし、扱右之通り相成候得者、一先御安慮の御事に者あれども、併ながら長年の内に者火災盜難の程も斗り難し、然る時ハ丹誠を込め候貯物茂空敷失ひ可ニ申段、何とも歎かしく、且ハ御残念の義に被ニ思召一問、面々存寄次第の事ニハあれども、右貯物御蔵入相願候得ハ一段 御安慮之御事ニて候、然る上ハ穀類に限らず炭薪其余何品たり共多少ニ不レ拘寄り次第米金ニ直し御積立被レ置、凶作其外無レ抛節申出次第御下ケ被レ下にて可レ有レ之候(中略)畢竟村役人を被ニ差置ニ義ハ、右様万民之愁いなど無レ之様世話いたさせ候為に夫々被ニ仰付ニ置事ニ有レ之条、万一御趣意申諭方行違ひ候敷、又ハ此取斗ひ方ニ付愁歎がましき義事、其外不束成義等於ニ相聞ニ者急度曲事たるべし、且又銘々居宅貯分なども其名目を偽り申立、実事無レ之など相聞におゐてハ、村役人迄可ニ為ニ越度ニ条、万端事実正路之取斗方專一ニ心得、御仁政行届候様厚心掛もの也、前書之通上総御領分為御救ニ積米金被ニ仰付ニ候ニ付、先ツ於ニ 御領主様為ニ積元ニ米式拾俵、金五十両被ニ差置、御預之儀者御居所御留守居頭被ニ仰付ニ置、毎暮御勘定仕上ケ候節、御帳尻高村役人江茂可ニ相達ニ条、於ニ村役所ニ茂相渡置候元帳江年々□継可ニ申候事」とのべ、凶年に備えて御救方としての積立米金の趣旨をのべている。このなかでも特に「御仁政行届候様厚心掛るもの也」とのべていること、御仁政としての施策であり、小前末々迄その趣意を間違なく伝達して、効果をあげるよう教諭していることが注目される。

ところで、この具体的な方法としては、先ず領主たる加納氏が積元米として米二十俵、金五十両を抛出して範を垂れているのである。その実行状況は開始年度以降必ずしも明らかではないが、右の「御趣意書」のあとにみえるつぎの記載は、実行の状況を示すものである。

上総御領分御積米金

一金五拾両

御領分役所

一米拾俵

本郷村冥加米

是ハ去寅年田畑豊熟ニ付、為ニ冥加ニ差出候分

一米拾俵

椎木村眞加米

是者右同断

三口合

金五十兩
米式拾俵

御積元高

天保癸十四卯年六月

右によれば、御領分役所の五十兩とは、前記の領主の拠出金である。本郷村（一宮本郷）と椎木村もそれぞれ米十俵を拠出して、御領分役所の五十兩と見られるが、これは前年すなわち天保十三年が豊作であったのでこの眞加として拠出した米であるといっている。このような措置はその後も継続的に実行されたものとみられる。

以上のごとき積米金の方法は一般的にみて、貯穀ともいわれ、幕府もしばしば各藩に対して奨励していることはいうまでもないが、右の御趣意書、ならびに積立の方法をみると、加納藩の一つのオリジナルな施策の一端をも看取することができる。さらにその後の運営等の究明が必要であろう。

つぎに加納藩にとって幕末における一つの課題は、異国船対策の問題であったろう。ことに上総国御領分の場合、海付の領地をもっており、かつ江戸に近接する重要な地であるという前提からみれば、藩の施策の一つの方向が、かかる対策によく目がむけられたことはいうまでもないことである。このことは一宮本郷に加納藩が台場を建設した一事にも明瞭にあらわれている。天保十三年（一八四二）十一月入山津村村役人が藩役所に提出した「御請書」（木島家文書）によれば「異国船渡来之節ハ一念なくうち払ふべき旨去ル文政八年被_レ仰付、御高札場并_ニ浜手芝地両所江建札仕り、朝暮為_ニ相守_一候処、今般御改正之御趣意書と引替可_レ申候様被_レ仰渡、一同承知奉_レ畏候」とあり、同じく同年十一月、入山津村の「届書」（木島家文書）に「御領分上総国長柄郡入山津村名主組頭奉_ニ申上候、今般異国船渡来之節防方手当之儀、嚴重被_レ仰渡_一承知奉_レ畏候、仍_レ之御改正之御趣意書杭札_ニ仕、村中御高札并_ニ浜手芝地共式ケ所_ニ建札仕候、仍_レ之右之段御届奉_ニ申上候」とあり、藩の施策とともに、村方のこれに対応するうごきを知ることができる。いうまでもなく文政八年の仰付けとは、文政八年（一八二五）二月十五日に幕府が異国船打払令を発令したことをさしている。

九十九里近辺は、海防上重要な位置をしめたことにはすでにのべたとおりであるが、弘化二年（一八四五）四月の村々請書（木島家文書、千葉県史料近世編上総国上三二二頁）によれば「上総下総国九十九里、浦村々之儀、大洋請之場所_ニ付万一異

国船渡来可_レ致も難_レ斗候間、此度堀田備中守様、黒田豊前守様へ御固被_レ仰付候_ニ付、御料私領村々申合心得御取斗方

御勘定所へ御伺之上、領主地頭へ御打合之趣左之通被_レ仰渡候」として「一九十九里浦御料私領給々入会之儀_ニ付、異国船渡来之節心得兼て申合置不_レ申候てハ、一致不_レ致及_ニ混雜_一候間、最寄之弁理宜組合相定、右之内御用立候ものえ海岸取締方被_ニ仰付候間、異国船相見候ハ、不_レ移_ニ時日_一、御支配御役所堀田備中守様、黒田豊前守様御居城之其場所より手配仕、注進書巨細相認、早々順々注進可_レ仕、当御役所より注進申上次第、不_レ取敢_ニ御手附御手代中差差立、引続_一御代官様御出張夫々御差函御座候事」とあるによつても、重要な位置にあったことがわかる。ことに九十九里近辺は給々入会之地であり、支配が交錯していたから異国船を発見した場合の村方の対応策については、かなり綿密な連絡方法がつくられたのである。

事実、一宮本郷浦では異国船の帆影を目撃したこともあった。文政十一年（一八二八）三月晦日加納遠江守が御用番松平和泉守に対する届書（木島家文書）に「私領分上総国長柄郡一ノ宮本郷浦凡五六里沖合_ニ、当月廿七日未_ノ刻頃異国船老艘相見江候之処、東之方向走、遠沖之儀_ニ而船形も難_ニ見定_一御座候処、翌廿八日辰之刻頃迄ハ相見候得共、其後帆影も相見不_レ申段、在所家来共より申越候段、此段御届申上候、以上」とあり、当時としては容易ならざる事態であったことも想像に難くない。ともかく村方の対応策の内容等は、後述にまたねばならない。

さて最後に藩政の展開をみる上にとつて欠くことのできない加納藩の職制――藩政機構はいかなるものであったろうか。すなわち藩家臣団はいかなる構成をとり、かついかなる年代の変容を示したであろうか。さきにもべた天保十四年（一八四三年）六月の「上総国御領分凶年為_ニ御救_一御積立米金帳」のあとがきに見える家老、用人、一ノ宮留守居頭、代官の連名（職名のみ）によつて家中の片鱗を知ることができようが、その全体的構成と変移については、すべて今後の課題である。ここでは天保年代における加納藩家臣団の構成（家中）を列記して、今後の追求の手がかりとする（加納藩日誌 東京大学史料編纂所蔵。中村正紀氏の筆写原稿による）。

御年寄御家老勤

丸山 卯右衛門

御用人

奥掛

植木 津右衛門

御留守兼

永井 楠五郎

御勝手御領分兼

中村 勘兵衛